

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

2023年4月1日から
中小企業の割増賃金率も
月60時間を超える
時間外労働の割増賃金率が
50%になります！

※大企業は2010年4月から適用



(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げ対象となります。

割増賃金に関するお問い合わせは

江戸川労働基準監督署 (☎03-6681-8212)

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小事業主の皆さまに、その取り組み実施に要した経費の一部を助成します。	
業務改善助成金(通常コース)	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。	
業務改善助成金(特例コース)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高などが30%以上減少した、または、原材料費高等などで利益率が5%ポイント以上低下した中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に、その費用の一部を助成します。	

※助成金は、予算の都合により、申請期限前に受付を終了することがあります。

相談窓口のご案内

江戸川労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています	
東京労働局 ・パートタイム労働者、有期契約労働者関係 ：雇用環境・均等部 ・派遣労働者関係：需給調整事業部	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人不足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	